

議長（梶谷幸三君） 澤村 理君。

〔2番 澤村 理君 登壇〕

2番（澤村理君） 社民党議員会の澤村であります。1期生にもかかわらず甚だ僭越ではございますが、先輩議員の皆様特別のお許しをいただき、社民党議員会を代表して質問をさせていただきます。どうかよろしくお願いいいたします。

さて、質問に先立ちまして、改めて去る3月11日の東日本大震災により亡くなられた方々と御遺族の皆様謹んで哀悼の意を表しますとともに、被災された方々に心からお見舞いを申し上げます。

私も非常に短期間ではありますが、去る5月末日から6月1日にかけて、社民党議員会の先輩議員の皆さんとともに、被災地、福島県相馬市周辺を視察させていただきました。当地は、津波のつめ跡がまだまだ痛ましく残っている状況であり、こんな津波がもし富山湾を襲ったら、一体どうなってしまうのだろうかと深く考えさせられました。また、地震、津波、原発事故、原発による風評被害という四重苦にさいなまれながら避難所生活を余儀なくされている被災者の方々の苦渋の声も聴かせていただきました。

もともと日本列島周辺は、幾つもの海底プレート運動がひしめき合うところなので、地震が頻発するのはどうしても避けられないというふうに言われておりますが、大事な家族や家、生活の糧を瞬時に奪ってしまう自然の恐ろしさに私たちは耐えるしかないのかもしれない。ですが、被災地の復興に日本の英知を結集すること、そして、今回の教訓を今後の防災計画に生かすことが、今こそ求められているのではないのでしょうか。

そこで、質問の1点目は、今回の大震災を踏まえた防災計画の見直しについてであります。大震災以来、本市の沿岸部の市民の皆さんに、「もしあんな津波が来たら、自分たちはどこへ逃げればいいのか」とよく聞かれるようになりました。私も返答に窮している次第ですが、市長は先ほどの答弁にもありましたが、提案理由説明の中で、「暫定版ではあるが、避難勧告等の判断・伝達マニュアルを早急に作成し、市民の円滑な避難確保に努める」とされておられます。これまで富山湾沿岸部では、寄り回り波や高波の被害こそ幾度となくありましたが、津波による被害はほとんどなかったものと認識しております。

また、富山湾の海底は遠浅ではなく、沿岸部から急激に深くなっているため、津波災害は起こりにくいとの風説もありますが、絶対に津波は来ないと言い切れる根拠もないというふうに思います。天災はいつどのようにやってくるのか予測できないことから、津波予測の伝達体制、避難場所、避難経路、避難訓練及びその啓発について、どう対処すべきであると考えておられるのか、まずお伺いいたします。

また、原子力防災についてもお尋ねいたします。

原子力発電は絶対安全ですと言い続けてきた国と電気事業者の信用は、今回の福島原発の事故により一気に崩壊しました。一体いつ終息のめどが立つのか、いまだにわからない福島状況をかんがみてか、運転停止中の志賀原発の再稼働について、石井知事は石川県に近い富山県の自治体と住民の理解が得られないと運転再開は難しいと述べられており、県内の自治体でも「県内の全自治体の同意を得るべき」あるいは「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲、いわゆるEPZの見直し拡大を求める」と発言されておられる市長さんもおられ

ます。この点に関して、夏野市長御自身のお考えをお聞かせいただきたいというふうに思います。

さらに、志賀原発から直線距離で本市の西北端の庄西町までは約 42 キロメートル、小杉庁舎までは約 51 キロメートルであること。そして、文科省が公表しました福島原発における放射能の拡散状況のモニタリング結果が文科省のホームページに出ておりますが、それによりますと事故から 4 日後の 3 月 16 日の時点では、福島第一原発から 55 キロメートルの地点でも毎時 22.2 マイクロシーベルトという非常に高い数値が測定されております。

こうしたことを考え合わせますと、万が一志賀原発に事故が起きた場合、本市にも相当の放射能が到達することが予想されます。むろん大気の流れに県境はありません。こうした放射線被曝から市民を守るのは、自治体の責務ではないでしょうか。

一たん原子炉が稼働し始めれば、その中で常に死の灰と言われる放射性物質が生成され続けていくことから、万が一それが放出されるような事態になった場合に重要なのは、原子炉自体が一体どういう状況なのか、放射線の放出状況がどうなっているのか、気象状況、雨とか雪ですね、風、風向き、そういった状況を勘案すると、本市へどのような影響が出そうなのか、正確な情報を自治体が常に把握し、それを包み隠さず瞬時に市民に提供できる態勢の確立ではないでしょうか。

国と原発設置者に対し、常にリアルタイムに正確な情報を自治体に提供することを、自治体が強力に求めていかなければ、市民の生命、財産を守っていくことはできないというふうに考えますが、この点につきまして当局の見解をお伺いいたします。

次に、質問の 2 点目は、公契約条例についてであります。

この公契約とは、公共工事や業務委託において自治体などの公共団体と民間企業等が結ぶ契約であり、その契約により従事することになる建設労働者や委託労働者の賃金が、人として生活できるような最低額を入札や落札の条件として自治体の入札・契約の中で決めていこうとするのが、公契約条例であります。

この公契約条例につきましては、平成 21 年 5 月に兵庫県尼崎市議会でわずか 2 票差で否決されましたが、同年 9 月に千葉県野田市議会で全会一致で採択され、その後、江戸川区、川崎市など少しずつではありますが、全国の自治体に広がりつつある状況にあります。

そこで、公共工事、業務委託、指定管理などの、本市が事業者等と契約した上で発生するあらゆる公共サービスの現場で働く方たちの賃金・労働条件について、市当局としてはどうあるべきと考えておられるのかとその実態の把握をされておられるのかどうかについて、まずお伺いいたします。

また、平成 21 年に施行されました公共サービス基本法におきまして、「国及び地方公共団体は、安全かつ良質な公共サービスが適正かつ確実に実施されるようにするため、公共サービスの実施に従事する者の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備に関し必要な施策を講ずるよう努めるものとする」と定めておりますが、市当局としてこれをどのように考えておられるのか、認識をあわせてお伺いいたします。

そして、この項目の最後に、先ほど申し上げました公契約条例を制定した自治体は、国が動かないのなら、地方が先に動いて国を動かすという精神で、先駆けて公契約条例を制定されました。市が原因者である公共サービスの現場で働く人たち、すなわち市民のために働く人たちの貧困化、官製ワーキングプア化を防ぐために、公契約条例の制定についてぜひ前向

きに検討をいただきたいと考えておりますが、この点につきまして当局の見解をお伺いいたします。

次に、質問の3点目は学校給食についてであります。

本定例会で下村小学校の学校給食について、地元自治会、PTAから単独校調理方式の要望があったので整備計画を変更し、給食室を含めた校舎整備を進めるための補正予算を提案されました。このことは、今後、一度給食調理室を取り壊してセンター方式に移行した場合でも、耐震補強等の校舎整備を行う場合、地元の要望があれば単独校調理方式とし、新たに給食室を整備されることを意味しているのかどうかを確認させていただきたいと思っております。厳密に言えば、かつての新湊地区の小・中学校にもすべて給食調理室がありました。歴史的経過の中で現在の形となっているわけではありますが、そうした場合でも地元の要望があれば調理室を整備されるのか、当局の見解をお伺いいたします。

また、さきの3月議会で私が一般質問と予算特別委員会でお尋ねしました、校種によって方式を統一する考えはないのか、改めてお伺いいたします。自校調理でも共同調理でも大差はないから、2種混合方式でいくという考え方につきましては、地域によって違うサービスを提供するということであり、不公平感が募るのではないかと私は危惧しております。富山市も高岡市も明確に校種によって色分けをしているわけではありませんが、実態としては、ほぼ小学校は自校直営方式、中学校は委託共同調理という形になっております。

特に高岡市におきましては、昨年の12月議会で、「小学校については食育指導の観点から自校直営方式で進めたい」と教育長が明確に答弁されておられます。こうした状況を踏まえて、直ちにとすることは当然無理だと思いますので、段階的にでも小学校は自校方式、中学校は共同調理方式というふうに校種によって統一される考えはないのか、改めてお尋ねいたします。

最後の4点目は、統合庁舎についてであります。

先ほどの射水政志会の堀議員の代表質問と完全に重複しておりますが、あえてもう一度私も社民党議員会に対して市長から御答弁願いたいと思っております。

市長は、先月の13日に開催されました庁舎問題の9度目の議員懇談会で、3月議会で提案するはずだった位置条例を今6月議会で提案すると約束されました。にもかかわらず、いとも簡単に先送りすると今定例会提案理由説明の中でもおっしゃいました。

では、一体いつ位置条例を提案するおつもりなのか。そして、基本設計業務等委託料として計上されています予算2,567万8,000円は一体いつどのようにして執行されるおつもりなのか重ねてお伺いいたします。また、合併特例債期間が終了する平成27年度末までに必ず統合庁舎建設を完了させるという市長さん自身の決意のほどを最後にお尋ねいたしまして質問を終わります。

議長（梶谷幸三君） 当局の答弁を求めます。

夏野市長。

〔市長 夏野元志君 登壇〕

市長（夏野元志君） 社民党議員会を代表して質問されました澤村議員の御質問にお答えをいたします。

まず、東日本大震災を踏まえた防災計画の見直しのうち、原子力防災について御質問いた

だきました。私からは志賀原発の再稼働に対する考え方ということでお答えをさせていただきます。

今般の福島第一原子力発電所の事故は、発生後3カ月余りが経過をし、長期化が懸念をされております。事故の早期収束や原発の安全確保対策が緊急の課題となっているところであります。

こうした中、現在停止中の志賀原発につきましては、電気事業者である北陸電力において、国の原子力安全・保安院の指示に基づき、当面の緊急安全対策や想定した事故対策の充実強化に取り組んでおられるところであります。今後とも国が示す方針に基づき、しっかりとした安全策を講じていただきたいと考えております。

御質問の志賀原発の運転再開につきましては、国が示す新たな安全基準に対応し、安全対策を確立することが第一条件であると考えております。住民の安全・安心が確保されて後、立地県及び立地市町村のみならず、富山県及び県内市町村など地元住民にも十分説明をして、理解を得られることが必要であると考えております。

次に、統合庁舎についての御質問にお答えをいたします。

射水政志会代表質問の堀議員にもお答えをしましたとおり、庁舎統合後の現庁舎や跡地の利活用方法、窓口業務のあり方など、庁舎統合の全体像については市民の皆様にはまだ理解されていない点もあることなどから、条例改正案提出を先送りしたところでございます。

今後は、市民の皆様には理解を深めていただくよう各種団体との意見交換を行いながら、整備計画を精査し、基本構想策定の後、速やかに条例改正を提案したいと考えております。基本設計業務委託料予算の執行時期につきましては、市民の皆様と意見交換をしながら、庁舎整備への理解を深めていただき、基本構想を作成した後、基本設計業務に着手してまいりたいと考えております。

次に、庁舎整備事業の完了見込みということにお答えをいたしますが、将来負担を少なくするように合併特例債適用期間中に整備完了することが不可欠であるという考えにつきましては、先ほども申し上げたとおりでございます。今後ともこの考えに沿い、事業進捗をしっかりと図ってまいりたいと考えております。御理解をよろしくお願いいたします。

私からは以上です。

議長（梶谷幸三君） 結城教育長。

〔教育長 結城正斉君 登壇〕

教育長（結城正斉君） 澤村議員御質問の学校給食についてのうち、地元要望への対応についてまずお答え申し上げます。

学校給食のあり方につきましては、給食室を取り壊す場合はセンター方式へ移行し、給食室を改修する場合は単独校調理方式とすると、これまでしてきたところでございます。その後、市の食育推進計画等を参考に検討を進めました結果、これまでの考え方に加えまして、既存の校舎の一部を改造して給食室を整備する場合には改修として取り扱い、単独校調理方式を選択できるものとするといったところでございます。

下村小学校につきましては、現在大規模改造中であり、この考え方に沿った整備が可能であるということから、地元からの単独校調理方式による給食を提供いただきたいとの御要望を踏まえて、当初の整備計画を変更し、給食室を整備することとしたところでござい

す。

なお、この考え方は、あくまでも給食室のある学校を整備する際の考え方でありまして、これまでセンター方式を採用してきた学校を対象としたものではございません。また、新しい給食センターにつきましても、センター方式の学校は今後もセンター方式を継続していくことを前提として整備したものでございまして、議員御質問の新湊地区の小・中学校の学校給食につきましても、今後もセンター方式を継続していくことになると考えております。

続きまして、調理方式の統一につきましても、お答えいたします。

学校給食の調理方式につきましても、センター方式、単独校調理方式、それぞれにメリット、デメリットはあるものの、給食の質や食育計画の推進につきましても、両者に優劣がないと考えております。また、どちらの調理方式でありましても栄養士、調理員等給食にかかわる人たちが安全、栄養面等に十分配慮して子供たちに給食を提供しており、議員御指摘の地域によって違うサービスの提供により不公平感が募るということにつきましても、心配はいたしていないところでございます。

以上のことを踏まえまして、本市では学校給食のあり方の考え方を基本に、今後とも2つの調理方式で給食を運営してまいりたいと考えており、小学校と中学校を区別して調理方式を統一することは、現在のところ考えておらないところでございます。

以上でございます。

議長（梶谷幸三君） 米本行政管理部長。

〔行政管理部長 米本 進君 登壇〕

行政管理部長（米本進君） 質問の1点目、東日本大震災を踏まえた防災計画の見直しについてのうちの、津波対策についてお答えいたします。

本市の津波対策につきましても、すぐに実施すべき取り組みとして、東日本大震災を踏まえ、10メートルの津波高を想定した暫定版の避難勧告等の判断・伝達マニュアル津波災害編を策定するものであります。内容につきましても、旧国土庁が平成11年3月に作成した浸水想定予測図をもとに津波警報等が発令された場合に、避難すべき地域とその対象となる避難所、避難勧告等の発令基準やその伝達方法などを定めるものであります。市民の皆様へ避難勧告等を迅速・確実に伝達することにより避難行動を促し、被害の軽減を図るものであります。

富山県におきましても、今年度、新たに津波被害シミュレーション調査の実施が予定されております。本市では、県の調査結果を踏まえて、暫定版マニュアルを修正するとともに津波ハザードマップを作成する予定であります。

津波ハザードマップには、津波予報について、全国瞬時警報システムによる同報無線や射水緊急情報システムによるメール配信などの伝達方法、また、避難所、避難経路などを表示する予定にいたしております。なお、津波ハザードマップを作成するまでの間は、暫定版のマニュアルを活用するものとし、本年3月に策定いたしました避難所開設・運営マニュアルとあわせて説明会の開催や出前講座及び防災訓練への活用などを図り、津波対策について防災意識の啓発に努めてまいりたいと考えております。

次に、原発事故を想定した市の対応についてお答えいたします。

本市の原子力災害対策につきましても、平成22年6月に本市の地域防災計画に追加策定い

たしております。対象となる志賀原子力発電所は、本市から約 43 キロメートルの地点にあり、防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲、いわゆる E P Z の半径 10 キロメートルの範囲外であります。原子力災害に対して市民の心理的動揺や混乱を抑えることを目的とした対策について取りまとめたものであります。

今般の福島第一原発による原子力災害の特殊性を考慮しますと、目に見えない放射能から市民の生命、財産を守るためには、議員御指摘のとおり、正確な情報を迅速かつ的確に提供することが非常に重要であると考えております。

本市の地域防災計画では、原子力災害に関して富山県や原子力事業者、原子力安全・保安院、所在県等と連携し、災害時にはもちろんのこと、平常時からの情報提供や時間外の連絡体制など情報の収集・連絡体制の整備を図っております。今後とも関係機関等と連携を密にし、市民の不安を解消し、安全・安心な市民生活を確保するため必要な対策を講じていきたいというふうに考えております。

次に、議員御質問の 2 番目、公契約条例についての 1 点目、公共サービスの現場で働く方たちの賃金・労働条件についてお答えいたします。

まず、市が発注する公共事業等の現場で働く方たちの賃金・労働条件につきましては、労働基準法、最低賃金法等の法令が当然遵守されるべきと考えております。受注した企業が適正な労働条件を確保し、適正な賃金を保障することにより、そこで働く方が安心して業務に専念でき、ひいては公共サービスの品質も確保されるものと考えております。

また、市が発注する公共事業等の現場で働く方たちの賃金、労働条件の実態把握につきましては、最低賃金法や労働基準法に基づく権限が市にないため、実施はいたしておりませんが、今後さらに法令遵守の P R に努めてまいりたいと考えております。

次に、御質問の 2 点目、公共サービス基本法についてであります。これはまさに公共サービスのあるべき理念について定めた基本法であり、公共サービスの質の確保という観点から重要な法律であると考えており、本法の趣旨に沿った具体的な施策を推進していくことが必要であるというふうに考えております。

次に、御質問の 3 点目の公契約条例についてお答えいたします。

御指摘のことにつきましては、公共サービスの質の確保という観点からは意義のあることと考えますが、自治体が発注する建設工事や業務委託等においてこれらの業務に従事する労働者の賃金・労働条件の確保については、先ほども申し上げましたが、労働基準法、最低賃金法などの現行の法律が当然遵守されるべきものであります。

また、本市では工事やコンサル業務の発注に当たっては、ダンピングによる品質の低下を招かないように受注制限を含む低入札価格調査制度の厳格な運用、総合評価方式の導入など、入札制度の見直しを随時行ってきております。公契約条例を既に制定、施行している野田市、川崎市を見ますと、対象工事や業務を大規模工事や一定の業務に限定していることから、条例の施行に伴い実態把握や立入調査等新たな人員や財源負担が生じるものと考えております。

市といたしましては、今後とも適切に入札制度の見直しを行うとともに、国などの今後の動向を見守りながら、調査研究してまいりたいというふうに考えております。

以上であります。